○伊賀市給食センター運営委員会条例

平成19年12月26日条例第45号

伊賀市給食センター運営委員会条例

（設置）

第１条　伊賀市給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、伊賀市給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第２条　委員会は、20人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

（１）　小中学校長

（２）　配膳対象となる小中学校の保護者

（３）　学識経験者又は専門知識を有する者

（４）　その他教育委員会が必要と認めた者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、任期内であっても、前条第２項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

（所掌事項）

第４条　委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項を審議する。

２　前項の審議を行うため、委員会は、必要な調査研究を行うことができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第６条　委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

２　委員会の会議は、委員長が議長となる。

３　委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成20年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第20号）により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。